

京都市告示第268号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成24年10月10日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
安井経12号線	東山区清水四丁目170番地の20地先内	旧	メートル 6.00	メートル 4.60
		新	6.00	4.90 ~ 5.00
安井緯15号線	東山区清水四丁目170番地の20地先内	旧	8.90	4.35 ~ 4.50
		新	8.90	5.01 ~ 5.19
豊園経1号線	下京区匂天神町647番地地先から 同町642番地の2地先まで	旧	49.40	2.20 ~ 2.75
		新	49.40	3.03 ~ 3.38

(建設局土木管理部道路明示課)